

特定非営利活動法人 WE21 ジャパン寒川定款

第1章 総則

第1条 名称

この法人は、特定非営利活動法人 WE21 ジャパン寒川という。

第2条 事務所

この法人は、主たる事務所を神奈川県高座郡寒川町内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

この法人は、地域における環境保全の推進を図るとともに、アジア各地域の人々の生活向上と自立に寄与すること及び地域住民の環境・人権・平和・協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。この目的のため、寒川町で資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊・抑圧・性差別・戦禍・飢餓・貧困等により生存・生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を進めしていく。

第4条 特定非営利活動の種類

この法人が行う活動は、特定非営利活動推進法（以下「法」という）が定める次の種類のものである。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

第5条 事業

この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業
- (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業
- (3) 地域市民の国際的な意識の自覚を促進する事業
- (4) この法人の事業の広報普及を図る事業

(5) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第6条 会員

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

第7条 入会

会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申し込み書を提出して申し込むものとし、運営委員会が承認する。ただし、運営委員会は、特に正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第8条 会費

会員は、運営委員会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 会員の資格の喪失

会員が次のいずれかの事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 退会

会員は、別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会することができる。

第11条 除名

会員が、この定款に違反し、法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 捐出金品の不返還

既納の会費及びその他の捐出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 役員の種類及び定数

この法人に次の役員を置き、運営委員をもって法上の理事、監査委員をもって法上の監事とする。

- (1) 運営委員 5人以上 10人以下
 - (2) 監査委員 2人
- 2 運営委員のうち、代表運営委員 1人、及び副代表運営委員 1人を置く。

第14条 選任等

運営委員及び監査委員は、総会において選任する。

- 2 代表運営委員及び副代表運営委員は、運営委員の互選とする。
- 3 監査委員は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

第15条 職務

代表運営委員は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表運営委員は、代表運営委員を補佐し、代表運営委員に事故あるとき又は代表運営委員が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款、総会及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監査委員は、次の職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令に若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

第16条 任期等

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 解任

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4

分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

第18条 職員

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表運営委員が任免する。

第5章 総会

第19条 種別

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第20条 構成

総会は、正会員をもって構成する。

第21条 権能

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

第22条 開催

通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監査委員から招集があつたとき。

第23条 招集

総会は、代表運営委員が招集する。ただし第15条第4項第4号の規定による臨時総会は監査委員が招集する。

- 2 代表運営委員は、第22条第2項第1号及び第2号の規定に基づく臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、代表運営委員又は監査委員は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席正会員が表決に参加するために必要な書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに会員に通知しなければならない。

第24条 議長

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第25条 定足数

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条 議決

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ正会員に通知した事項に限られるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条 表決権等

正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した正会員は、第25条（定足数）、第26条（議決）について、総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表記において、書面等表決又は表決委任した正会員の数が明らかになるようにしなければならない。

第28条 議事録

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあつ

ては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 運営委員会

第29条 構成

運営委員会は、運営委員をもって構成する。

第30条 権能

運営委員会は、この定款で定めるもののほか、総会の決定に基づき日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

第31条 開催

運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の2分の1以上からの会議目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監査委員から招集の請求があったとき。

第32条 招集

運営委員会は、代表運営委員が招集する。

- 2 代表運営委員は、第31条第2号及び第3号に基づく運営委員会開催の請求があつたときは、請求の日から7日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、代表運営委員は、運営委員会を開催する日時、開催場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席運営委員が書面による表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の5日前までに運営委員に通知しなければならない。

第33条 議長

運営委員会の議長は、代表運営委員がこれにあたる。

第34条 定足数

運営委員会は、運営委員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

第35条 議決

運営委員会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条 表決権等

各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 運営委員会の出席できない運営委員は、通知された議案の各々について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決した運営委員は、第34項（定足数）、第35条（議決）については、運営委員会に出席したものとみなす。ただし、運営委員会の議事録を作成する際には、出席運営委員数及び議決参加運営委員数の表記において、書面表決した運営委員の数が明らかになるようにしなければならない。

第37条 議事録

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及び会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

第38条 資産の構成

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第39条 資産の管理

この法人の資産は、代表運営委員が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表運営委員が別に定める。

第40条 会計の原則

代表運営委員は、次の原則によってこの法人の会計を処理しなければならない。

- (1) 会員からの会費の納付が確実になるようにするとともに、外部からの寄付金品の確保、助成制度や委託制度の活用に努めること。
- (2) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (3) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (4) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する内容を明瞭に表示したものとすること。
- (5) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- (6) この法人の活動で必要とする経費の支出については、予算の範囲内で執行すること。

第41条 事業計画及び収支予算

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表運営委員が作成し、総会の議決を経なければならない。

第42条 暫定予算

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、代表運営委員は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収入支出ができる。

- 2 前項の収入支出は、当該年度の予算が成立した場合は、その予算に基づく収入支出とみなす。

第43条 事業報告及び収支決算

この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに代表運営委員が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監査委員の監査を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第44条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第45条 長期借入金

この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度をもって償還する

短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第46条 定款の変更

この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第47条 解散

この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第48条 残余財産の帰属

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人WE21ジャパンに帰属するものとする。

第49条 合併

他の特定非営利活動法人との合併を行うには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第50条 公告の方法

この法人の公告は、この法人の事務所所在地の掲示場に掲示して行い、あわせて、神奈川新聞に掲載する。

第10章 雜則

第51条 細則

この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表運営委員がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

運営委員	小泉典子	(代表運営委員)
同	三澤みあき	
同	高橋久美子	
同	齊藤一恵	(副代表運営委員)
同	各務晴美	
同	栗原典子	
監査委員	稻毛博子	
同	菅沼勝枝	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会費 年会費 2,000 円

附 則

この定款は、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。